

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【公表番号】特表2017-537766(P2017-537766A)

【公表日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【年通号数】公開・登録公報2017-049

【出願番号】特願2017-550078(P2017-550078)

【国際特許分類】

A 6 3 B 53/04 (2015.01)

A 6 3 B 53/06 (2015.01)

A 6 3 B 102/32 (2015.01)

【F I】

A 6 3 B 53/04 D

A 6 3 B 53/06 B

A 6 3 B 102:32

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月18日(2018.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ゴルフクラブヘッドであって、

打球フェースと、前記打球フェースの反対側の背面と、クラウンと、ソールと、ヒールと、トウとを有するボディであり、前記ボディは、前記ソール上の周縁によって画定された空隙を有し、前記ボディは、前記空隙上を延びて前記クラウンの少なくとも一部分を形成するカバーをさらに画定しており、前記空隙の前記周縁の少なくとも一部分が、前記周縁から内側に前記空隙内へと延びるリップを含む、前記ボディと、

前記ソールに接続されているとともに前記ソール内に開口を有するウェイト受け入れ部であり、前記ウェイト受け入れ部は、前記開口を通じてウェイトの挿入を受け入れるように構成されており、前記ウェイト受け入れ部は、前記クラウンの下側及び前記ソールの上側に接続されて前記クラウンから前記ソールに延びる受け入れチューブを備え、前記受け入れチューブは、前記ゴルフクラブヘッドがアドレス位置にあるときに、前記ソールに接する水平面に直交する垂直軸に対して 0° ~ 60° の角度を成す、前記ウェイト受け入れ部と、

前記受け入れチューブ内に受け入れられたウェイトであり、前記ウェイトは、重量部分と軽量部分とを有し、前記ウェイトは、取り外し可能であるとともに、前記ヘッドの重量特性を調整するために、前記受け入れチューブ内の複数の位置へ挿入可能である、前記ウェイトと、

前記クラウンの下側から前記ソールまで延びるとともに前記ウェイト受け入れ部から前記ボディの前記トウへと前方に延びる第1の壁と、前記クラウンの下側から前記ソールまで延びるとともに前記ウェイト受け入れ部から前記ボディの前記ヒールへと前方に延びる第2の壁であり、前記第1の壁及び前記第2の壁は、前記第1の壁及び前記第2の壁と前記フェースとの間に完全に囲まれた内側空洞を画定しており、前記第1の壁及び前記第2の壁は、前記空隙を前記内側空洞から分離している、前記第1の壁及び前記第2の壁と、

を備えるゴルフクラブヘッド。

【請求項 2】

前記受け入れチューブは、前記開口に近接するねじ部を含み、前記ヘッドは、前記受け入れチューブ内で前記ねじ部と取り外し可能に係合して前記受け入れチューブ内に前記ウエイトを保持するねじ付き締結具をさらに備える、請求項1に記載のゴルフクラブヘッド。

【請求項 3】

前記ソールは、前記ソール内で隣接するエリアに対して内側へ凹設された凹部エリアを有し、前記凹部エリアは前記開口を取り囲んでいる、請求項1又は2に記載のゴルフクラブヘッド。

【請求項 4】

前記リップは、前記周縁全体の周りを延びている、請求項1から3のいずれか一項に記載のゴルフクラブヘッド。

【請求項 5】

前記周縁は、前記空隙をU字形状に画定しており、前記U字形状は、前記ボディの前記背面近傍から前記フェースに向かって延びるヒール部分及びトウ部分と、前記ボディの前記背面近傍において前記ヒール部分と前記トウ部分とを接続する接続部分とを有し、前記空隙は、前記ソール上で前記フェースに近接する点から後方に延びる半島部を画定しており、前記ヒール部分及び前記トウ部分は前記半島部の両側に位置する、請求項1から4のいずれか一項に記載のゴルフクラブヘッド。

【請求項 6】

前記リップは、前記半島部の全体の周りを延びる、請求項5に記載のゴルフクラブヘッド。

【請求項 7】

前記ボディの頂部から前記ソールまで延びるとともに前記ボディの前記ヒールから前記トウまで延びる少なくとも一つの壁をさらに備え、前記少なくとも一つの壁と前記フェースとの間に完全に囲まれた内側空洞が画定されており、前記少なくとも一つの壁は、前記空隙を前記内側空洞から分離している、請求項1から6のいずれか一項に記載のゴルフクラブヘッド。

【請求項 8】

請求項1から7のいずれか一項に記載のゴルフクラブヘッドと、前記ゴルフクラブヘッドに接続されたシャフトとを備えるゴルフクラブ。